

■判決：神戸地裁姫路支部平成23年11月25日判決

1. 担当弁護士

平田元秀

2. 業者名

株式会社アステム

3. 手続

3.1. 判決

① 判決・裁判官

神戸地裁姫路支部平成23年11月25日判決（林由希子裁判官）

② 出典

裁判例集

4. 結論

① 元本欠損額

2,386,450 円

② 認容額（解決額）

1,837,515 円

③ 過失相殺

3 割

④ その他

弁護士費用を含めた請求額の7割を認容

5. 取引内容

① 取引期間

平成20年8月～平成21年2月

② 市場・商品名

関西商品取引所・コーン

③ 特定売買率

79.1%（仕切件数を分母とする。）

④ 手数料化率

22.27%

⑤ 売買回転率

11.53 回

6. 委託者の属性

① 性別・年齢（生年）・最終学歴・職業

男性・昭和 41 年生・専門学校卒・会社員

② 取引経験

平成 17 年から 1 年間の他社での先物経験，従業員持株による現物株取引あり。

③ 収入・資産・投資資金の性質

年収 840 万円余り。自宅土地建物あり。預貯金なし。投入資金はカードローン等の借入金。

7. 違法性・違法要素

① 裁判所の認定した違法性（違法要素）

- ・ 断定的判断の提供
- ・ 適合性原則違反
- ・ 一任売買，無断売買，実質一任
- ・ 両建の勧誘
- ・ その他

手数料を稼ぐ目的で，顧客の利益を無視し，無意味な反復売買を行ったこと

② 主張されたが裁判所が違法（要素）性を認めなかったもの

- ・ 説明義務違反

8. 過失相殺の理由

商品先物取引を行って実際に多額の損失を被った経験があり，その基本的な仕組みや危険性を認識していたこと，関西コーンの値段は一貫して下がり続けたのであるから，原告において，被告古川の説明が事実と異なることに気付くことは用意であり，また実際に本件取引の終盤にはそのような疑念を抱いていたにも拘わらず，10 回にわたって追証を預託して取引を継続し，その結果として損失を被ったことに照らせば，原告にも損害の拡大について過失があったと言うべきである。